

第4回王寺町まちづくり基本条例審議会会議録

日 時 令和7年11月28日（金） 14：00～15：45

場 所 やわらぎ会館3階 小会議室2

出席者 委 員 中川 幾郎 会長（帝塚山大学名誉教授）
(順不同) 山本 恵美 委員（王寺町議会議員）
 井村 知次 委員（王寺町自治連合会会長）
 島田 尚彦 委員（王寺町自治連合会理事）
 田中 勇 委員（王寺町民生児童委員協議会副会長）
 中川 直美 委員（NPO 法人ないろサーカス団代表理事）
 王寺町 政策推進課 吉田課長、酒田主幹、澤主事、青山専門員

欠席者 3名（柏木委員、黒田委員、竹内委員）

案 件

- 1 検証・見直しについて
- 2 まちづくり協議会について
- 3 パブリックコメント手続きの実施について
- 4 その他

1 検証・見直しについて

事務局 今回の審議対象である第15条から第17条について、事前のご意見・ご質問の提出はなかった。

中川会長 改めて伺うが、第15条（町政への参画機会の充実）について意見はないか。

井村委員 第1項の逐条解説にタウンミーティングと記載されているが、ここ数年、開催された記憶がない。開催について何か約束事があるのか。

事務局 タウンミーティングについては、開催条件の取り決めはないが、令和2年に「王寺町まちづくり基本条例」と「義務教育学校」の2つのテーマで開催したのが最後となっている。その後、コロナ禍で開催できなかった。また、令和4・5年度には、まちづくり協議会についてのワークショップを開催していた。来年度以降、町の主要な事業の実施にあたっては、必要に応じて開催するということでご理解いただきたい。

井村委員 タウンミーティングもいろんなケースがあり、考え方はそれでよいと思う。

中川会長 パブリックコメントは、義務事項とされているが、タウンミーティングについては、仕組みが成熟している訳ではないので、ルールはなく、その時々に判断すればよい。しかし、やらないよりは、やった方が良い。今後、要綱等で基準を定める検討をしていくってはどうか。

事務局 パブリックコメント手続要綱の規定により実施している。また、パブリックコメントを実施する際は、広報紙及びホームページに掲載することとしている。

中川会長 各種審議会の委員構成について、女性がゼロのところや、比率が非常に少ないところがたくさんある。これについては、今後どうしていく考え方か。

事務局 審議会委員の女性比率については、総合計画で目標を設定しており、令和10年度に35%を目指している。

中川会長 例えば、専門的知識を有する者又は有権者・選挙民と書いてあると、専門的知識がなくても入れることになる。そのようなところに対して、もう少し働きかけていただいたらどうか。

令和10年度に35%に近づける方法を各所管部署に考えてもらいたい。例えば、国民保護協議会は、10人とも男性であるが、一般公募で女性に入ってもらうことも大事。戦争や大規模災害時に1番被害を受けるのは、弱い立場の者であり、障害者団体の代表などを入れておく必要もあるのではないか。

とある町では、自衛隊・警察から男性しか出てこないというが、自衛隊にも女性の将官・佐官はいるし、パイロットにも女性はいるので、それは理由にならない。そういう観点でチェックしていただきたい。

また、議會議員政治倫理審査会や政治倫理審査会が一度も開かれていないのはいかがなものか。生駒市では両方の政治倫理審査会をまとめて、毎年定例的に開催している。

中川会長 続いて、第16条（広域での連携及び協力）はどうか。実際に効力があるのは、災害時の対口支援。例えば、広域消防組合やごみ処理の一部事務組合も近隣との連携の一つである。

また、大学との連携協定は、気を付けないといけない。協定を結ぶこと自体が大学側のメリットであり、その後が疎かになりやすい。定期協議の場を持つことと具体的な研究室を特定することがポイントである。このことは、企業との連携協定の場合も同じだ。

中川会長 最後は、第17条（条例の検証及び見直し）で、今やっている作業のこと。ご意見・ご質問はないか。

（特に意見なし。）

事務局 王寺町基本条例の前文の逐条解説について、委員の方から、「王寺町は、面積7km²の小さな町であるものの」という表現を「小さな町ではあるものの」に修正した方が良いという指摘があった。

中川会長 そちらの方が丁寧なので、「は」を追加することとしたい。
以上で、まちづくり基本条例及び逐条解説の見直しについての作業は、終了とする。

2 まちづくり協議会について

中川会長 案件2まちづくり協議会について説明をお願いする。

事務局 前回の審議会で、まちづくり協議会について改めて説明をということであったので説明させていただく。

○王寺町が考える「まちづくり協議会」

ライフスタイルや価値観の多様化に住民ニーズが複雑化する一方で、高齢化や共働き世帯の増加により、全国的に地域の担い手が不足してきている。まちづくり協議会は、ひとつのまとまった地域で、自治会や各種団体などの多様な主体で連携しながら、地域の課題解決に取り組む総合型の地域組織のことで、全国的に広がりを見せている。

まちづくり協議会の設置前は、様々な団体がそれぞれ活動されているが、まちづくり協議会が設置されると、各団体が得意分野を生かし連携協力ながら地域課題を解決していく形になる。

王寺町では、「まちづくり協議会」の活動として、①防災・防犯、②教育・子育て支援、③健康・福祉、④環境美化、⑤伝統的な行事や文化の継承、⑥地域の課題解決、⑦地域の活性化のための活動などを想定している。ただし、まちづくり協議会は、1地域に1つという制約があるので、単一の活動ではなく、総合的な活動が求められる。

まちづくり協議会に必要な要件は、①自立していること、②民主的な運営・意思決定がされること、③情報公開など透明性が確保されること、④自治会を含む住民活動団体など多様な主体で構成されること、⑤まちづくり計画を定めていることである。

まちづくり協議会に対する町からの支援としては、設立準備会への支援として調査研究経費、会議開催等経費に1団体当たり40万円の補助金を交付することとしている。また、まちづくり協議会が設立された場合の支援として、①財政的支援、②事務局の費用など人的支援、③活動場所の提供を検討中である。

○「指定地域共同活動団体」とは

- ・令和6年9月26日に地方自治法が改正され指定地域共同活動団体制度が創設された。
- ・総務省の資料によると、指定対象は、区域の住民または区域の住民を主たる構成員とする団体を主たる構成員とする団体。
- ・指定の要件は、①住民が日常生活を営むために、必要な環境の持続的な確保に資する活動を行うこと、②地域の多様な主体との連携により、効率的、効果的に活動を行うこと、③民主的で透明性の高い運営その他、適正な運営が確保されていること。
- ・指定地域共同活動団体のイメージは、自治会・町内会等の地域の活動団体が地域の多様な主体と連携協働しながら、地域的な共同活動を実施すること。
- ・地域的な共同活動のイメージは、①地域の美化・清掃、②高齢者の健康づくり・生活支援、③子どもの居場所づくり、④多世代交流、高齢者・子供の見守り等の活動が挙げられている。

○「まちづくり協議会」と「指定地域共同活動団体」の比較

- ・これまでの説明でお分かりいただけたと思うが、王寺町の考える「まちづくり協議会」と国が地方自治法の第260条の49で示す「指定地域共同活動団体」は、同じ性質の団体である。

○指定地域共同活動団体とする効果

- ・国の指定地域共同活動団体に指定すると、どのような効果があるかというと、活動資金の助成、情報提供など、町の支援を受けることができる。
- ・他団体との連携により、効率的効果的に活動を行うため、町に調整を求めることができる。
- ・町からの行政財産の貸し付け、関連業務の随意契約による委託を受けることができる。
- ・備考として、町に対して国からの特別交付税措置がある。

事務局 これらのことから、王寺町としては、まちづくり協議会を、国が示した地域共同活動団体として指定することで、法律の裏づけを得ながら、手戻りなく、まちづくり協議会への支援を進めて行きたい。

- 中川会長 前回会議で積み残しがあり、まちづくり協議会について今回再度審議したい。事務局の指定地域共同活動団体に関する説明を補足すると、「区域の住民または区域の住民を主たる構成員とする団体を主たる構成員とする団体」と二重構造になっている。これは、複数の団体で構成されてないとダメだということ。1つの団体だけでは成立しない。
- また、「住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資する活動を行う」とは、具体的には、地域の美化・清掃、健康づくり・生活支援、子どもの居場所づくり多世代交流活動、見守りなどで、一番重要なのは、災害時のいわゆる避難行動要支援者の避難や、日常的に重要なのは広域防犯ができること。地域防犯と広域防犯は少し違う。それから地域防災は、小学校区レベルの防災活動。王寺町の総合計画では、住民の役割、地域の役割、団体・事業所の役割と3つに分けて記載されている。総合計画はその程度の分類でいいが、地域防災計画では、個人防災、家庭内防災、近隣防災ともっと区分して記載した方がいい。
- はっきり言って、大災害が起こったら、役所は壊れていて動かない。その前提で考えるという認識をもっと住民に迫るべき。葛下川が氾濫して、溢水してしまったら、まず、この役場が機能停止するという認識を共有すべき。線状降水帯が発生したらとんでもないことになる。
- 田中委員 王寺町では、自助、共助、互近助、公助という形で分類されている。
- 中川会長 大規模災害が起こると、公助は機能しない。行政の公的支援は即座に動けないと宣言するべきである。最低限3日間は、自力で耐え忍ぶ練習を、命を繋ぐために、食糧、水、着替えを技術的に装備する練習をする必要がある。近隣で調達し合う練習を地域防災計画の中に記載すべき。住民は役場が助けてくれると考えているが、助けられない。
- 田中委員 自分の身は自分で守るという意識がなかなか浸透しない。防災の原点はそこにある。
- 中川会長 新住民と言われる人は特にその意識が薄い。自分の住んでいる所がどの程度のリスクがあるかということを知ろうとしない。いつか出でていくし、何かあれば、役所や国が助けてくれると思っているが、実際は助けてくれない。能登半島では、今も瓦礫の撤去すらできていない。その現実をもっと住民に啓発しておいた方が良いと思う。
- 線状降水帯などの災害が多発しているが、そのような場合に対応できるのは、まちづくり協議会であり、だから大事。日常的には防犯、非日常的には、防災のイメージを住民に説明すべきだと思う。

- 井村委員 本町地区では、まちづくり協議会の準備会を進められているが、防災については、いざみスクエアという避難所が本町地区と畠田地区という2つの地区をまたいで指定されている。本町地区の北側でも他の地区との合同の避難所である。どのように整理していけばいいのか。
- 中川会長 地域に根付いた区域は、無視してはいけない。避難所の区域指定について、まちづくり協議会の区域を勘案した避難所にすることはできないか。今までは、混乱する。
豊中市では、40小学校区あるが、大規模避難所は小学校体育館であり、すべて地域づくり協議会単位であり、協議会が運営する。国際交流センターや男女共同参画センターなどの学校以外の公共施設は、小型避難所として、行政の直轄運営である。
- 事務局 王寺町の場合、学校も公共施設も同じ程度の避難所として取り扱っており、地区によって、学校に避難する人もいれば、公共施設に避難する人もいる。住んでいる近くの公共施設を避難として割り当てている状況である。
- 山本委員 王寺町には消防団の分団が5つあるが、まちづくり協議会を構成する消防団は、分団と考えてよいか。現状で5つの分団があり、第2分団が本町と美しが丘にまたがっているが、整理された方が良いと思う。
- 中川会長 行政が決めるというよりは、消防団や分団自身の考えが大事。行政が消防団に分団の区域を見直せと言うようなことは、絶対にしてはならない。住民自治に手を出すことになる。
分団側から見直しても良いと判断されれば良いが、それだけの構成員数の体力があるかどうか。分団を細分化するのは組織力が持たない可能性がある。
- 島田委員 まちづくり協議会で一番ダメなパターンは、足し算することだと考える。連携するという言葉は、聞こえはいいが、足しただけで一線が引かれているようなことが起こりかねない。持続可能性や費用対効果も考えてしまう。
手上げ方式でまちづくり協議会を設立したい地域があることについては、問題ないが、私の住んでいる地域では、まちづくり協議会の取り組むことは難しい。
- 井村委員 無理をして、まちづくり協議会を立ち上げなければならないわけではない。しかし、本町地区のアンケート集計を見ていると、まちづくり協議会がないと、住民が望んでいることができないこともある。
子ども・高齢者の福祉など、単独の自治会では難しいし、自治連合会だけでも難しい。そのような場合に、他のいろいろな団体と連携を取ることによって、住民

が望む動きができるようになると改めて感じた。

狭い町だが、連合会が6つに分かれている。地区によって特徴に大きな差がある。災害の面でも、久度・舟戸地区は水害だし、本町の畠田の方は、水害ではなく地震を一番に考える。

島田委員 地域によって課題が違う。協議会でするかは別にして、地域の課題に対応しようという動きはあっても良い。

少し気になっているのは、地域指定共同活動団体の要件で、やらなければならぬことが増えるのではないか。福祉や子育てなどを地域でやる受け皿が全然ない。狭い町なので、町全体でやってくれた方がいいものもある。

まちづくり協議会が、自動的に指定地域共同活動団体になるのであれば、まちづくり協議会を作りにくい。指定地域共同活動団体になるかどうかは、活動内容を拡げるときになるなど、選択できるようにした方が良いと思う。

事務局 先ほど、ご説明したとおり、王寺町が考える「まちづくり協議会」と指定地域共同活動団体の活動に違いはなく、指定地域共同活動団体だからしないといけないとか、まちづくり協議会だからしなくてよいなどということはない。

島田委員 まちづくり協議会と指定地域共同活動団体を選択できる方が良いと思っていた。まちづくり協議会を作るのも良いが、自治会自体の活動に個別に係わる方がいて、その方が支援してくれるような方がいいと思う。

田中委員 王寺町では、54自治会のところ、民生児童委員が45人と、複数の自治会を1人で兼務している人もいる。何百世帯もを1人で対応している。まず、自治会そのものが活性化していかないと、まちづくり協議会は、先に進められないと感じている。自治会によっては、会長が1年で交代する自治会もあり、ちゃんと継承していくかが非常に心配である。

井村会長 自治会が活発であれば、まちづくり協議会などを考える必要はない。ところが、自治会加入率が下がってきてている。原因は、マンション開発などによって、地元なんて関係ないという若い人が入ってきたから。ただ寝に帰る場所という人も増えてきている。それに加え、一人住まいのお年寄りが増えてきた。地域と連絡が全く取れないような方もますます増えていくだろう。自治会役員の担い手がだんだん減ってきているから、くじ引きや家の順番で会長を決めるような自治会も出てきた。くじ引きで当たり、何もしないで1年過ごしたという自治会長も増え、自治会や連合会の運営を続けることが難しくなってきてる。

そういう時にこそ「まちづくり協議会」が必要。地域を担う人材を発掘するの

は大きな課題だが、若い人は興味のある分野から入ってきてくれればいい。本町地区で、まちづくり協議会設立に向けて進めているが、若い方が積極的に意見を出してくれている。先日の本町地区自治会長があつたが、30代の方がまちづくり協議会設立に向けた状況を説明してくれた。

中川会長 みなさん、区域割や役割分担を整理するストレスを感じておられるが、地域の実情に合わせていくことが大事。安易に小学校区でまとめるようなやり方はしない方がいい。
区域には歴史があり、その区域をどう定めるかは、住民に委ねればよい。

井村委員 王寺町では、南義務教育学校の校区に畠田地区と明神山地区という地区自治連合会が2つあるが、そこでは校区単位で合同でやろうということになっている。

中川会長 広域連合であり大いに結構である。
国・県・市町村、その下にまち協があるみたいな考え方ではない。あくまでも、住民自身の主体性を尊重して、その人たちのやりやすいように考えればよい。

島田委員 校区でやるところもあれば、地区自治連の区域でやるところがあり、やらないところもあるなど、先行事例を見極めながら、自分の地域ではどの形が良いのかということを、考えればよい。

中川会長 もっと大事なことは、高齢化と担い手が出てこないという悪循環を早く断ち切ること。どのようにすればよいかというと、今までの役所は、住民自治は地域の責任と考えていたが、それでは解決しない。
この町で生きるのであれば、「地域貢献してください」「地域の人間になるために訓練を受けてください」ということを、宣告すべきだと思う。
社会教育の資源を活用し、地域人になるために地域活動の練習をする場をつくり、王寺で暮らすルール、ごみの出し方や歴史やマナーを学んでいただくことが必要。威張りたい人、企業のやり方を地域に持ち込む人、非協力的な人など、地域には様々な人がいるが、社会教育や生涯学習をやればよい。地域社会は家庭と一緒に。威張ってはいけない。ありがとうと言えば平和に動く。

島田委員 自治会運営で気を使っているのは、お年寄りと、共働きで働いている若い人。いかに効率的にやるかを意識している。大変な自治会役人に当たるのであれば、自治会に入りたくないという声も出てくる。
最低限やらないといけないことは何かを考え、何が起こっているかの情報共有に注力している。いかに効率化して持続させていくかっていうことが、結構大事かなと思う。

中川会長 本当は、まちづくり協議会をつくることで、役員の相対的な重荷が減っていくという方向にもっていかないといけない。

井村委員 それが理想のあり方だが、自治会長の仕事が増えるイメージを持つ人も多い。

中川会長 中には、まちづくり協議会会長、連合自治会会長、地区自治会長の3つを兼ねるような人もいるが、そのような負担ができるだけ軽くするための組織がまちづくり協議会。

もともとは、自治会がまちづくり協議会の役割を果たしていた。消防、老人会、婦人会、子ども会、青年会など、全部をまとめたものが自治会であった。それが政府の省庁縦割りでどんどん枝分かれして、まずP T Aや福祉が自治会から分かれて行った。今自治会の役割として残っているのは、ごみ、近隣福祉、近隣防災、近倫防犯だけ。専門組織を作ったら自治会から離れてしまう。最後に機能として残るのは、懇親の機能。だから、まちづくり協議会を設立することは、本来の自治会を復活させようという動きでもある。

自治会というのは、法律的には、任意加入で加入を強制できないという最高裁判決も出ている。任意加入団体ということは、**クラブ財**ということ。これを**クラブ財**から**共同財**に持って行くこと。まちづくり協議会は**共同財**である。

加入権の要らない地域の入会財産を作ろうということで、私りますという必要はない。地域に住んでいる人は、すべてメンバーで、老人会や婦人会とは違う。**クラブ財**で止まっている自治会町内会を**共同財**のレベルに上げましょうということ。一番のキーワードは、誰もが安全・安心に暮らすこと。

都市型社会化した住民をもう一度コミュニティの住民に戻すための躾やマナーの訓練は、生涯学習でやらないといけない。会社や役所を辞めてきた人に地域社会の勉強会をやれといつても、地域でそれをやるのは無理。

中川会長 まちづくり協議会をどうつくっていくかは、細かな問題はあるが、まちづくり協議会イコール指定地域共同団体になることについては、メリットはあっても何の不利益も損もない。行政は、補助金を出す際に特別交付税が入ってくるので損はない。住民側の利点は、地区公民館や地区コミュニティセンターなどの指定管理者になりやすくなるなど、活動場所が与えられやすくなる。

指定地域共同活動団体は、学界でも議論があり、まちづくり協議会でも同じだが、「組織が開放的であること」で地域社会の人はすべて構成員となる。社会包摂性を持つこと。経営は公正かつ透明であること。経営の主体性を確立していること。社会の公益に資する活動であること。総合性をできるだけ担保すること。

島田委員 自治体の事務は行政がやるが、この組織の事務は一体誰がやるのか。

中川会長 名張市では、地域づくり委員会の会長、事務局に報酬を出している。会長も事務局も激務だと思えば、自分たちの合意で給料を出しても良い。行政を相手に交付金を出すように交渉すればよい。
まちづくり協議会は、行政と違い、処分権限を持たず、サービスを提供するだけなので、責任は重たいと思わない方がよい。ただし、指定管理者になると、許可の権限が与えられ処分権限を持つことになる。
まちづくり協議会の歴史は17～18年になるので、先発で苦しんでいる所、世代交代したところもあるから、視察に行っても良いのでは。

島田委員 協議会が行政に対して文句をいう団体になったところもあったと聞いたが。

中川会長 伊賀市の例だが、仕立て直しの会議を何回もした。ある協議会の会長から、協議会の連合会を条例で規定し、その連合会の会長に自分がなりたいという話があつたが、法律の先生と徹底的に抵抗した。それを規定することは、議会を作ることと同じこと。任意団体として連合会をつくるのは勝手だが、条例化はできないと断った。
実際に自治連合会の会長も、条例で決めている訳ではないが、力を持っている。県知事でも顔を合わせないわけにはいかないなど、条例上規定されなくても、連合会の会長は、それなりの発言権がある。

井村委員 先日、奈良県の自治連合会で知事にまちづくり協議会の設立ハンドブックの予算措置についてお願いしに行った。

中川会長 自治連合会は永久に存続していく団体だから、敵に回すと損。選挙の際の票の取りまとめの団体でもない。

井村委員 政党や宗教など信条の違う人を1つにまとめているのが自治会で、それをまとめているのが自治連合会であるので、選挙に関わること自体がおかしい。自分は、会長を引き受けてから、一切選挙には関わらなかった。

中川会長 自治会は、クラブ財であるが、公共性もある。交付金が支出されている限りは、徹底的に公共性が要求される。住民監査請求の対象にもなるし、首長は検査権を発動できる。
これからも、各住民活動団体の不安や迷い、不明感を払拭するため、まちづくり協議会に関する啓発事業をやっていただきたい。

3 パブリックコメント手続の実施について

事務局 第1回目から今までの審議会まで、条例本文についての修正はなかったが、逐条解説についていただいたご意見を修正案に盛り込んだ。この修正案について、パブリックコメント手続を行いたい。

意見募集の期間については、12月中旬から来年1月中旬の1カ月間を予定しており、いただいたご意見を踏まえた町の考え方を次回の審議会で報告させていただきたい。

中川会長 パブリックコメントの実施については、事務局提案のとおりでよろしいか。

委員一同 異議なし

4 その他

事務局 次回審議会は、令和8年2月初旬を予定。

日時については、決まり次第案内する。

以上